

生駒市議会規則第1号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市議会議長 井上 充生

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第17号中「生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）第20条第19号の規定による」を「次に掲げる経費についての」に改め、同号に次のように加える。

- ア 義務的経費（人件費（賃金を含む。）、扶助費、公債費）
- イ 燃料費
- ウ 光熱水費
- エ 賄材料費
- オ 通信運搬費
- カ 保険料
- キ 負担金補助及び交付金（保険給付費等扶助費的なものに限る。）
- ク 市税償還金
- ケ その他の経費で1件200万円未満のもの

第10条の2を次のように改める。

（事務局補佐の専決事項）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、次の事項については、事務局補佐が専決することができる。

- (1) 所属職員の出張命令に関すること（第9条第7号に係るものを除く。）。

- (2) 10万円未満の歳入の調定に関すること。
- (3) 1件5万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。